

令和5年度 東京都税制調査会
第5回小委員会

令和5年10月6日（金）15：30～16：53
都庁第一本庁舎33階 特別会議室N6

【松崎税制調査課長】 それでは、本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。ございます。

ただいまから、令和5年度第5回小委員会を開催させていただきます。

本日の小委員会は、既にお送りしております「報告の案文」を御参照いただきながら御意見をいただければと存じます。

なお、本日、石井委員、沼尾委員、野口委員、宮本委員は所用のため欠席されております。

それでは、今後の進行につきましては、諸富小委員長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【諸富小委員長】 こんにちは。本日は、令和5年度東京都税制調査会報告の案文について御検討いただきます。先日の第4回小委員会でいただきました御議論を踏まえまして、池上会長とともに報告の案文を修正いたしました。

本日は、修正箇所を中心に御検討いただきます。まず、事務局から前回小委員会から修正した箇所について御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【松崎税制調査課長】 前回の小委員会では、素案に対する多くの御意見をありがとうございました。それではページ順に修文した箇所を御説明いたします。

まず、目次になります。

「3 資産課税」の（2）のタイトルでございますが「まちづくりと税制」から「まちづくりと資産課税」に修正いたしました。

続いて、ローマ数字のⅢでございますが、「重要な政策課題についての議論」としておりましたが、報告の内容とタイトルとのバランスを取り、タイトルや置き場所を検討すべきとの御意見がございました。報告の内容と置き場所をそのままに、タイトルを「直面する政策課題と税制」に修正してございます。

続いて、本文の方に移ります。

まず、2ページになります。

「I 税制改革の視点」、「少子高齢・人口減少社会」の本文、下から2ポツ目になります。「女性、高齢者などを含め、全ての人が」と記述しておりましたが、委員からの御指摘を踏まえ「全ての人が」に修正しております。

続いて、6ページになります。

「4 地方税体系の在り方」ですが、国と地方の歳出比率と税収比率を記載した上で、役割に見合った形に税財源を見直す」と記述しておりました。委員より、配分割合を変えると、地域間の格差の調整のため、財政調整の役割が求められ、そのための国の財源も必要となるとの御指摘がございました。

そこで、1つ目のポツは、事実の記載として残した上で、2ポツ目ですが、まず、地方が自主自立して行財政運営が行えるよう、地方税の充実・確保は重要とした上で、さらに自治体間の財政調整機能であります地方交付税を確保すべきと記しております。なお、本文に合わせましてサマリー部分を修正してございます。

続いて、8ページ目「5 所得格差に対応した税制」の本文、1つ目のポツでございますが、3行目、

所得再分配効果について、高齢者層と若年層を比較した記述をしていましたが、委員から、世代間の比較は適切なポイントではないとの御指摘がありました。そこで、所得再分配効果について、税と社会保障制度とを比較する記述に改めてございます。

続いて、同じく8ページ、一番下のボツでございますが、修正前は「支援が必要な世帯をより適切に把握するための指標について、改善を進めていかなければならない」としておりましたが、具体的に内容が不明確、また、把握の方法についても、考え方の転換が有効との御指摘をいただきました。そこで、「支援が必要な世帯を適切に把握するための手法を改善する、もしくは、全世界帯に給付を行ったうえで所得税を賦課する、といった取組が考えられる。」としてございます。

続いて、17ページ「イ 金融所得課税の在り方」、こちらのサマリーの2つ目ですが、サマリーが本文の内容とずれているとの御指摘をいただきました。本文の内容に対応する修正をしております。

続いて、18ページ、言葉を補って正確な表記にしてございます。

続いて、29ページのほうに移ります。

「(2) 地方法人課税の偏在是正措置」についてでございますが、国と地方の歳出と税収比率の記述がありました。また、「I 税制改革の視点」と重複しており不要との指摘を踏まえまして、サマリー、本文とも削除してございます。

同じく、29ページの3つ目のサマリーですが、「限られた財源を奪い合う」との記述について、趣旨を明確にするため「地方自治体間で」と追記いたしました。

次に、57ページ「6 税務行政のDX推進」の本文1ボツ目でございますが、個人情報保護法を取り上げる意図を明確にすべきとの意見がありました。ここは個人情報保護法において、目的外利用及び提供可能な条件について、地方税法に比してより具体的な規定がされていることを示す趣旨でございましたので「地方税法とは異なり」と追記しております。

続いて、65ページ「(3) 子供を産み育てやすい社会に資する税制の在り方」の本文、3ボツ目でございますが、給付付き税額控除を検討するに当たっては、給付対象の設定などの政策判断が伴うほか、税だけではなく、社会保障制度との役割分担なども含め、幅広い議論が必要であることから、このように追記してございます。

同じく、65ページ、上から4つ目のボツでございますが、所得情報の正確な把握と管理の記述に関連しまして「DXの推進を更に推進しつつ」と、DXの推進に関する記述の方を追加しております。

続いて、73ページ、2つ目のボツでございますが、就業調整の割合につきまして、さきの70ページ、4ボツ目と記述内容をそろえてございます。

それから、最後になります。74ページ、「(アンペイドワークへの支援と評価)」の本文でございますが、上から2つ目のボツ、より適切な表現に修正すべく、「仕事を辞めて」との表現に修正しております。また、企業に対する支援の箇所でございますが、先行する子育てと仕事の両立を支える税制に合わせまして表現を修正しております。

このほか、データの精査による修正などを行っておりますが、説明の方は割愛させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

議論に入る前に、冒頭、池上会長より一言お願いいたします。

【池上会長】 今、事務局から修正箇所について説明していただきましたが、先ほど、諸富小委員長が冒頭に言われたとおり、修正そのものにつきましては、いただいた御意見について、どのように取り入れるか、あるいは、今回はそのままにするかということについて、私と諸富小委員長で協議をいたしまして、

それで全ての文案を作っております。そのことも踏まえて、さらにこの報告の内容をよくしていただくという方向で御議論いただければと考えております。よろしく願いいたします。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そういうことで、我々で修正を行ったわけですが、そこが、今、御説明あったとおり、黄色マーカーで表示された部分となっています。今からこの部分について御意見をいただきたいと思いますが、留意事項として、皆さんに御意見いただいた上で、なお検討した結果として、元の文のままに残すという判断をさせていただいた部分もございます。この点、あらかじめ御了承ください。

それでは、意見のある委員の皆様、御発声をお願いいたします。あるいは、オンラインで御出席の方は、挙手ないしは手挙げ機能によりお知らせいただければ幸いです。よろしく願いいたします。範囲は全てです。今日は区切って議論はいたしません。

では、高端委員、どうぞ。

【高端委員】 御修正、ありがとうございます。報告の8ページに2か所修正されたところがありまして、その両方についてですが、上の方の「所得分配の改善度を比較すると、社会保障制度の所得再分配効果は税制を大きく上回っている」と言っているのですが、それが何なのだと話なのです。もし、税制の所得再分配効果が非常に小さいということを言いたいのであれば、ここはむしろ「税制の所得再分配効果は社会保障制度の所得、それを大きく下回っている」、要するに、税制の所得再分配効果が欠けているということを述べるような表現にしたほうがいいのかと思いますし、もしそういうことを言いたいのであれば、何を言いたいのだろうという感じがしはしまいかというのが1つです。

また、下のところの「そのためには、支援が必要な」というところなのですが、ここは「5 所得格差に対応した税制」というセクションがこの1ページで終わっていて、そこでの記述の中で、具体的な改革提案というか、べき論を述べているところが、最後の2ポツで、その中でも一番最後の今回修正対象になったポツのところ、「そのためには」ということで、上を受ける形で、こうすべき、こういうことが考えられるというように、言わばこのセクションを閉めているところなのです。

そうすると、かなり重みがある主張になっているのですが、言っていること自体は、税制の所得再分配機能に関わる大きな話というよりは、むしろ税制そのものではなく税制を給付に援用するときに、要するに住民税の非課税世帯で選んで、これは恐らく、コロナのときの10万円給付などの問題で、かつて非常に注目された問題の名残ではないかなと私は理解しているのですが、ここに本当に入れるべき話なのかなという気が私にはしまして、御検討いただければと思うのです。

以上です。

【諸富小委員長】 分かりました。

一問一答的に進めさせていただきたいと思います。

では、今の点についていかがでしょうか。まず、会長からお願いいたします。

【池上会長】 今の前半、8ページの1つ目のポツのところについては、これは表現の問題だと思います。税制の再分配効果が小さいという書き方にした方がいいと言われれば、確かに税制の話をしているわけですから、税制の方を主語にした方がいいので、そこは、今いただいた表現を使って修正させてもらいたいと思います。

下の方なのですが、今の御意見は、この下の最後の3行を取るということですか。

【高端委員】 取った方が自然だろうと私は読みます。なぜ、ここで唐突にこの話だけが特段に、このセクションの中のかなり重みのある形で出てくるのかというのが、私が読む限りバランスに欠けるかなという気がするのです。

もう少し、例えば税制と給付の関係に関するセクションなど、そういう流れでこの話が出てくるというのが当然あり得ると思うのですが、ここは言わば、この報告のメインの部分の準備する現状認識みたいなところの中の所得格差に対応した税制に関する記述なわけですね。そこで非常にピンポイントの話、しかも、税制そのものの問題というよりは、それを給付基準として援用した場合の問題がここに出てくるというのが、このように直していただくと、なおさら目立ってきたという気がするのですが。

【池上会長】 所得再分配そのものが、それこそ「所得格差に対応した税制」というタイトルになっていますが、格差是正そのものは税制だけでやっているわけではない。先ほどの社会保障制度との関係があるということですので、両方に触れること自体は問題ないと思っています。

今、対面開催の方で、ちょうど金井先生が来られたのですが、8ページの一番下のところの話をしています。前回の議論で、最初は、支援が必要な世帯を適切に把握するための手法ということだけが書いてあったのですが、逆に、全員に給付してしまっただけで後で所得税をかける方法もあっていいということを書いた方がいいのではないかと御意見をいただいたと思うので、それで書き足したというところがあります。だから、逆にそれで記述が増えてしまったのです。なので、税制だけに触れるのではなくても私はいいと思っているので、こういう書き方でいいのですが、高端先生は、ここは税制だけの方がいいのではないかと御意見のようなので、ほかの委員の方からも御意見をいただければと思います。

【高端委員】 少し補足しますと、ここは落ち着いて読むと、下から2ポツ目のことが求められていて、そのためにはこの最後のポツの取組が考えられるという流れになっているのですが、下から2ポツ目の、今求められていることは非常に大きい話をしているわけです。それに対して、一番最後のポツの3行の話というのは、もちろん、求められる、考えられる取組の一つではあるが、非常に不釣り合いといえますか、この話だけここに突然出てきてこのセクションを閉じるというのは、私は明らかに不自然だと思いましたが、あとは委員の皆様にお任せします。

【諸富小委員長】 委員の皆様、この点、今議論になっている点について、何か御意見、コメントがございましたらいかがでしょうか。今、この点についてです。

土居委員、どうぞ。

【土居委員】 私もそこを指摘しようと思ったのですが、私は高端委員と同じ意見です。削除した方がいいと思います。

更に現実的なことを考えると、本当にそれで所得再分配できるのかということです。児童手当はもう典型的です。児童手当は誰の所得なのか。もちろん主たる稼ぎ手とこじつければいいが、児童に対して与えているというつもりだが、児童というより中学生以下ですが、児童の所得になっているわけではない。しかしながら、児童を対象に給付している。では、それに所得税をかけられるのですかということですよ。

あれは親に与えている給付であって子供に与えている給付ではないということ、恐らく怒り出す子育て世帯の人たちはいると思うのです。児童手当は、あれは親のための児童手当ではないと。そうすると、誰の所得か分からないような形で給付していて、一応受け取り手はいるが、非課税だからそこは今は不問にされている。しかし、一旦課税しますという話になったとすると、それは本当に課税できるのかという実務的な問題もあるような給付も実際あったりするわけなので、論理的にはここに書いてあるとおりではあるのだが、本当に現実的に、そういう給付に課税するということができるのかどうなのか、それは一定の疑問が私はあると思っています。ですから、そこまで詰めて書かれているわけではなくて、概念的なことを書くという程度の意味しかここにはないと思えば、あえてこのセクションの末尾でこれを書くという必要はそこまではないのではないかとというのが私の意見です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ほかに、今議論になっている点についてコメントをしたいという委員の方がいらっしゃいましたら、意思表示をお願いいたします。

金井委員、どうぞ。

【金井委員】 議論の流れがよく分かっていないのですが、私がここで言いたかったことは、およそ世の中の政策自体が弱者のみをターゲットにして、その人にだけ言わば行政手続負担、その人だけ所得を明らかにするという、言わばそれ自体が極めて差別的な中身を持っているということに対して、政策当局者あるいは研究者があまりにも無自覚であるということを指摘したかったのです。具体的な給付をして、それに所得税を課すかどうかとか、例えば年金に所得税を課すかどうか保険料を課すかどうか、そういう具体的な話をしているのではなくて、所得の少ない人にもみ厳しい所得捕捉というミーンズテストを課すというその発想が無自覚に出てくることを批判したという意味です。所得の捕捉は全ての所得階層においてなされなければならないという大原則が、この所得再分配のときにおいても、いろいろな給付を考える上でも、あるのではないかということも指摘したかったのです。何か一律給付で税金を取るとかそういう具体的な話をしているのではなくて、その根底的なゆがみについてももう少し自覚した方がいいのではないですかという御意見を申し上げたということでもあります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

金井委員、追加ですが、そうすると、逆に言うとも再分配するためには、もちろんある特定の貧困層と呼ばれる低所得者層を抜き出して、そこだけ取得情報や資産情報を取るというのは確かに差別的なのですが、ありとあらゆる所得階層にわたって、例えば高額所得者層で資産や金融所得がよく分からないみたいなものについては、逆にしっかり把握するという意味で、全世帯について把握する必要性はむしろあると受け取っていいですか。

【金井委員】 明確に言えば、例えば金融所得が分離課税になっているということは、要するに総合所得を把握していないで放置しているということですよ。これは今回の報告にも出てきていますが、そこを放置しておいて、なぜ給付が必要な人にだけ所得をきちんと把握しようとするのかというのはおかしいのではないですかという発想です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そういう文脈であったということで、会長、どう理解いたしましょうか。

【池上会長】 土居委員に伺いたいのですが、今、土居委員が言われたことは、そのために、この3行のうちの後半部分のことを言われたわけですが、前半のほうの「支援が必要な世帯を適切に把握するための手法を改善する」というのも削ってしまっているのですか。

【土居委員】 いや、そこを申し上げているではありません。

【池上会長】 後半だけですか。

【土居委員】 手法は、もちろん、金井委員がおっしゃったように、貧困層だけというのは、私はそれはそうは思っていないで、今は残念ながら、税務当局の補足が低所得者のところと分離課税されているところに適切に捕捉できていないという問題があるということではあるから、それらは併せて改善すべきだとは思っています。ですから、その改善するということはいいのですが、全世帯に給付を行った上で所得税を賦課するというのは、論理的にはそうかもしれないが、実際やってもできないというところがあるのだということも申し上げたかった。なので、概念的にそういうことを言いたいだけのために、「もしくは」という後ろをくっつけているということだったら、その「もしくは」以下は削った方がいいのではないかということです。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

【金井委員】 ですから、支援が必要な世帯だけではなくて、全ての世帯をという意味で所得を把握する必要があるという趣旨です。

【諸富小委員長】 そのための手法を改善する必要があると。ここについては委員の皆様、大体合意が取れそうですが、後半については削除してもいいのではないかという複数の意見が出されております。

ほかに今の点、御意見がある方はいませんか。発声していただいた方が早いので、いかがでしょうか。

【佐藤委員】 佐藤です。

【諸富小委員長】 どうぞ。

【佐藤委員】 今の話、教科書的には、要するに普遍給付か限定給付かという話で、恐らく前半の話は、適切に捕捉する手法という、要するに、適切に資産や所得を捕捉する手法だと思うのです。それをやって、それに基づいて給付をするというのは一種の限定給付的な手法ですよ。恐らく後半で言われていた金井委員の意図は、むしろ普遍給付でベーシックインカムみたいなイメージですよ。子供がいれば誰でもきちんとお金をあげます。ただ、それを課税するかどうかではなくて、あとは税金できちんと一部回収しますよという話だと思うので、再分配の仕方として、限定給付的なアプローチと普遍的な給付アプローチがあって、前者について言うと、所得の低い人たち、ある意味、正しい所得あるいは資産の捕捉が必要で、後者について言えば、一旦配るけれども、もちろん広く税金で集めるわけだから、課税の強化が必要だよという、そのような整理ではないかと思ったのですが。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

関口委員、何か発言をされようと思いましたか。

【関口委員】 はい。

税制で再分配をするということを考えた場合には、その前提として、所得税だったら所得の捕捉をするということは、どの世帯であっても必要なことであり、資産の格差に関しても、それを税制で再分配するとなれば、その資産の状況というものを、全ての人々に対する把握をするということが大前提なので、そのためにはとする場合には、前提として所得捕捉をする。DXの話も前回少し出たと思うのですが、そういったものを使いながら所得の捕捉をして、その上で給付も、当然そのデータを使いながらやるということになるのですが、税制としてどうするかといえば、所得の捕捉を適正にしていくものであり、それは低所得世帯に限った話ではないことですし、ここがそもそも「所得格差」と書いてあるから所得についてしか言っていないのですが、資産の格差ということも考えるとすれば、資産の捕捉も大事だと思います。

所得が押さえられないのであれば資産を押さえるという意味では、所得と資産を捕捉しておくということは大前提だというニュアンスで一番下に書くのだったらしくりくるのですが、最後のところで、先ほど来先生方が議論されているとおり、ある層だけの所得を捕捉するとか、そういう税を徴収する際に、そこだけというのは少し違和感があるなという気は私もしています。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。非常に明快な御意見です。

そうすると、所得にかかわらず資産にかかわらず、全世帯からきちんと税制が再分配できる機能を果たす、あるいは所得、資産の状況を的確に把握する必要があるということは、皆さん御指摘いただいたとおりに思います。ただ、それを給付において限定的にやるのか普遍的にやるのか、そういったことはどちらもあり得るといえばあり得ますね。それから、給付した後に、さらに高額所得者を中心に課税をしっかりとやって取り戻すかどうかという選択肢がまたさらにあるということになりますが、そういった方向で書

くようにという御意見だと受け取りましたが、もう皆さん、この点についてはよろしいでしょうか。そろそろこの点はまとめに入りたいと思います。

【池上会長】 恐らく皆さんからいただいた意見は、今、諸富小委員長から言われたことだと思うのですが、諸富小委員長が言われた前半について。つまり、支援が必要な世帯を適切に把握するのではなくて、とにかく全ての世帯について所得、資産を適切に把握することが必要なのだということをここに書けば、税制だけの話になるわけです。その先の給付の普遍的かあるいは選別的かということについて、ここでは書くかどうかについては、議論がなかなか煮詰まらないところだと思いますので、今言ったように、全世帯について、所得、資産を適切に把握するための手法を改善することが必要だ、そういう趣旨の記述にしたいと思いますが、いかがでしょうか。給付のことについては削るということによろしいですか。

分かりました。では、文案についてはお任せいただきたいと思います。

【諸富小委員長】 では、会長がおまとめいただいたような方向で検討したいと思います。ありがとうございます。

ほかの点について、工藤委員、お待たせしました。よろしくお願いします。

【工藤委員】 御説明、並びにいろいろな修正事項、ありがとうございました。

前回、途中からの参加になってしまったので、もしかすると私が議論に参加できないときに先生方が議論されたかと思うのですが、2点ございます。

1つが、宿泊税について、具体的には、まとめの部分の52から54ページで、52ページを出していただければと思うのですが、現状把握とか課題についての整理はこれでよろしいかと思います。

前回、私、移動中で最初のほうを聞いておりましたので、聞き逃している点があったとしたら申し訳ございませんが、全体のバランスとして、宿泊税のところ非常に技術的というか、細かい技術論になっているのではないかと御指摘がどなたからかあったかと存じます。私もその辺は、確かにこのところだけ非常に細かい議論になっているというのは理解しておりますが、今回、大きな修正はないのですが、もしも、ほかのものに比べて哲学的な部分がないとすると、税負担の在り方、それから、53、54ページの中で、そもそも東京都で宿泊税がなぜ必要なのか、それから、特にこういった外国人が増えたりしている中で、税率とか免除とか細かい話よりも、なぜ東京都民でない方から宿泊税をいただくべきかという議論がないことが、かえって技術論と見えてしまうのではないかなと、今回、拝読して思いました。

今回、この部分については修正がないのですが、いま一度、宿泊税というのは、いろいろな公共サービスにかかる経費を、そもそも税金を払っていない、住民ではない方からいただくということ、それを理解していただく。実は54ページに、その趣旨を理解していただくというような表現がさらっとあるのですが、税収の使途のところ、いま一度、そこを一行程度で多分大丈夫だと思うので、書いていただいたらいいのかなと思いました。

今年の末に海外の事情を調べていましたところ、コロナ禍ということもございまして、ヨーロッパの諸都市、特に観光客がコロナ前の水準に回復したということもございまして、同時に宿泊税につきましては、各国とも戦略的に取っていることから、税収額がこの15年ぐらいの間に相当増えてというのは、いろいろな調査結果もまとまっておりました。そういうものを拝見していると、税収そのものの額の重要性というよりは、それを観光上どれだけ戦略的に今後使っていくか、そういう意味では、例えば東京は観光地になったとはいえ、世界の大きな観光地に比べると、なかなか観光都市としての重要性というのはそれほどまだなかったりもいたします。同時に一部の場所においてはオーバーツーリズム現象が起こったりと、各国と比較しても、かなり同じような現象が15年遅れぐらいで出てきていますので、そういった意味でも、税収の使途を分かりやすく説明するということで、いま一度その辺を書いていただくといいのではないかと

など思いました。そのことによって、細かい技術論があったとしても総括的になるのかなと思いましたが、少し御検討いただければと思います。これが1点目です。

それから、2点目が、少子化のところで、具体的には58ページ、59ページになります。

これは事前説明のときに私が申し上げて、前回は遅れた関係で申し上げなかったのですが、たしか高端委員も御指摘になっていたかと思うのですが、最後の黒ボツの部分で「目指すべきは、希望する誰もが、結婚し、子供を持ち、安心して子育てができる」というところで、結婚が必要かどうかという議論があったかと存じます。これは59ページの最後も同じです。これは表現も同じように書かれています。

少し引っかかるのが、この場合、重要なことは、希望する世帯が子供を持てることと安心して子育てができる、これについては異論はないと思うのですが、行政機関として出す報告書に「目指すべき姿」というのは、少し押しつけがましい表現にもなってしまいますし、この結婚のところは、世界の少子化対策の中でもそれほど大きくうたわれていないところですので、恐らく気持ちとして、これが削除されなかったのは、結婚できない経済的な状況とかそういうことも踏まえて残されたのかとは思いますが、表現が気になるので、こここのところは再考をお願いできれば幸いです。

以上2点です。ありがとうございました。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、まず、会長からお願いします。

【池上会長】 宿泊税の課税の趣旨ということについての記述をどこかにはっきり入れたほうがいいのではないかということですが、どういう工夫ができるか検討させていただきます。

それから、前回は58ページから59ページにかけて「結婚」という言葉についてどうなのかという御議論がございました。これは、恐らく、東京都の政策との整合性を考えたはずなのですが、何か事務局からありましたか。

【松崎税制調査課長】 ここについては前回から変えたところなのですが、削除したところには黄色が入っていませんが、「目指すべき社会は」という書き方にしておりました。「社会」と書くと、結婚し子供をとというところで強い印象を持つので、「社会」というところはカットさせていただいて、「希望する誰もが」というのが、後半の「結婚し、子供を持ち、安心して」全てにかかるという、あくまでも希望する誰もが結婚し、希望する誰もが子供を持ちという形でかかるような形で文章のほうは修正したつもりではございます。

【工藤委員】 確かにそうですね。失礼しました。

そうすると「目指すべき社会は」ではなくて「目指すべきは〇〇な社会である」ということで、少しやわらかくなったのかなとは思いますが、「目指すべき」と言っているのかどうかというのは若干疑問がありまして、例えばなのですが「希望する都民誰もが結婚し、子供を持ち、安心して子育てができる社会をつくることを支援する」とかそれを「目指す」とか、そういう言い方はいかがでしょうか。「目指すべき」というべき論が最初に来ると、非常にこれは強い、要は規範的な表現になってしまうので、今は多様性ということが言われている中では、何かワンパターンなものを押しつけている感じがしなくはないかなという気がしますので、例えばということで今申し上げたのですが、「目指すべき」ではなくて、こういった社会をつくることを支援するとか形成を目指すみたいな、そんな表現はいかがでございますでしょうか。御検討いただければと思います。

【諸富小委員長】 「希望する誰もが結婚し、子供を持ち、安心して子育てができる社会」を何でしたか。工藤委員、最後のところは。

【工藤委員】 例えばですけれども「安心して子育てができる社会をつくることを支援する」とか「社

会を目指す」とかそんな感じではいかがかと。つまり、行政が主語であれば、そういった社会をつくり出すこと、その社会の形成を支援することだと思いますし、それが例えば税であったりいろいろな支援策を通して支援する、ですし、そういう社会を目指すというように一般論的に言ってしまうてもここはいいのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

【諸富小委員長】 個人的には賛成ですが。

金井委員、どうぞ。

【金井委員】 工藤先生が指摘した懸念は消えなくて、この産み育てやすい社会のところに結婚が入っているというのは相当無理があると感じます。今の、希望する者が誰もが結婚し、しかし、子供を持たない、ということをごここではニュアンスしていないので、今の修文ではちょっと意を尽くせないと思うので、率直に言って「結婚し」を除いたほうがよいです。子供も持ち、安心して子育てをするために、結婚したほうがいいという人があるのかもしれないけど、それはセカンダリーな問題であって、少しこれは無理があるかなと。

一方で、子供を持つか持たないかとは別に、結婚できる仕組みをつくるかどうかというのは、法律婚の問題とかパートナーシップとかの問題で、別途問題があるわけです。だから、産み育てやすい社会に結婚を入れるのは、無理だと思いますけれどもね。やはり「結婚し」を入れると趣旨がおかしくなる。要するに、結婚した人しか子供を持つてはいけないというのは、統計的には現実にそういう傾向になっているので、子供を増やすためには結婚させたほうがいいというのが、データを基にする政策、言わば世の中のジェンダー差別の現状を基にする政策だとそうなりますが、それを果たして政策文書として言っているのかというのは、若干、工藤先生の疑問はそうだなと思いつながら聞いていました。

【工藤委員】 金井先生、ありがとうございます。

【高端委員】 前回、同様の指摘をさせてもらったので申し上げますと、今の金井委員の御意見に私は全面的に賛成します。

【工藤委員】 皆様、ありがとうございます。

私も本音としては取ったほうがいいかなと思ったのです。折衷案として、その上のポツに「出会いの機会の減少」とかあって、行政機関としてここも考えたいという思いが多分次のポツに引つ張られてしまったのかなと読みました。そういう意味では、最悪入れてもいいかなと思ったのですが、本音を言えば、先生方と同様、ここはなくてもいいのかと。つまり、ここは少子化の話なので、少子化のところに特化しても、今回、女性活躍とかほかの部分もありますので、このところでは「結婚」はなくてもいいのかなという気は確かにいたします。御検討ください。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。鴨田委員、どうぞ。

【鴨田委員】 女性の立場で発言します。

工藤先生がおっしゃったように、この「目指すべき」というのは本当に上から目線みたいに思われてしまうし、典型的に、古い世代の方はこのように思っているのかもしれないけれども、若い方はこのように思っていないので「結婚」というのは外したほうがよいですし、あと、その上のほうの「出会いの機会の減少」というのも、若い人は本当にこのように考えているかどうか分かりませんが、ここも私は入れるべきではないのではないかなと思っています。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

これだけ御意見が一致して出てくると、原文維持は無理ですね。いかがですか。

【池上会長】 分かりました。

ほぼ今の御意見で一致しているのであれば、それに応じて案文の修正を検討させていただきます。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。皆様の多数意見であったということで、そういう方向で「結婚」を取る。「出会いの機会も減少」という指摘も考えてはどうかと。それから「目指すべきは」という冒頭の強い矢印のついた表現を取って、希望する誰しものが、子供を持ち安心して子育てができる社会をつくることを支援するとか目指していくとか、そういうことでどうかという、工藤委員の御提案に沿った形ですかね。会長、どう思われますでしょうか。

【池上会長】 分かりました。今、諸富小委員長が言われたとおりです。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

では、続いて土居委員、どうぞ。

【土居委員】 私は前回の会議に全く出られませんでしたので、本来は前回言うべきだったかもしれない件も含んでいるかもしれませんが、申し上げたいと思います。

まず、6ページで地方交付税のことが言及されていて、「地方交付税を確保すべき」と書いてあって、ただ現状は、折半対象経費もなくなって、折半対象財源不足もなくなっているような状況で、税収が好調で、今の交付税法定分で十分財源が確保できているというような状況ですから、殊さらそれを強調するという必要もないというか、きちんと引き続き確保してくれというぐらいでいいのではないかと私は思っていて、それがそういうニュアンスでここが書かれているかどうかというのを確認したいということです。それが6ページです。

8ページは終わったので、次は19ページで、私は事務局に託して意見を述べさせていただいて、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化の措置ということなのですが、ここの書きぶりが「十分ではない」というところまで言うのは言い過ぎだということで、「十分ではない」という文言が落ちたというのはいいのですが、そこだけ取れただけで、全体の趣旨がうまく文章として反映できているのかというのは若干問題があるのではないかと思っています。というのはどういうことかということ、まだ、この措置は実施されていないわけですね。「今後の課税状況を踏まえながら」と来ているのですが、本当に見直すという、しかも「見直しが検討されるべき」と来っていて、本当に見直さなくてはいけないのかどうなのかというのは、まだ何とも実施されてみないと分からないところがあるのではないかなと思っています。その要約版が17ページにあって、要約がずらっと3点並んでいると、日本語としてどうなっているのだということも気になる。特に2つ目と3つ目のポツです。

2つ目のポツの末尾は「検討すべき」と書いてあって、3つ目のポツは「検討されるべき」と書いてあるというのは、もちろん主語の違いがそうさせているのだろうとは思いますが、片方は「検討すべき」で片方は「検討されるべき」というのは、何か違いがあるのか違いがないのかよく分からないというような形になっているので、そのニュアンスですね。

さらに言うと、修文を求めるか求めないかは、この「見直し」という言葉に全てはかかっている、見直しというのはどちらの方向にも考えられるわけで、拡大等の制度を縮小する方向への見直しと拡大する方向への見直し、両方あり得るわけですが、その両方を含んでいるという書き方なのだとすることでこれを解釈するならば私は修文は要らないと思っていますが、拡大する方向で見直しなければいけないということを今から提言するというので、本当に実態も見ないままそこまで検討されるべきと言ってしまっているのかというのは、私としては問題なしとは言えないと思っているというのが2点目です。

最後、3点目は、宿泊税のところなのですが、先ほど工藤委員が、ヨーロッパ諸国では戦略的に宿泊税を課税しているんだというお話があったのですが、私は経済学者の立場として、全然それは褒められるべ

きことではないと思っていて、そんなまねをしないでもいいものをまねしなくてもいいと思っはいるのですが、そういうことを強調し過ぎていても委員を首になってしまうので、もう少し建設的な意見を述べさせていただくと、では、何で宿泊税を課税しなくてはいけないかということについて書くべきだという工藤委員の御意見は私もそのとおりでと思います。なぜ課税すべきなのか、なぜ課税が必要なのかということは、しっかり解いていかなければいけないことで、私が百歩譲って宿泊税がそれでも要るところはどこかということ考えたときに、電気代もガス代も払ってくれていない、地下鉄だって東京都が整えているが彼らは税金を払っていない、だから宿泊税だというのは無理があると思います。だって彼らは地下鉄の運賃も払っているし、電気代やガス代はホテルの宿泊代に入っている。さらに追加的に言えば、固定資産税だって当然ホテル側は宿泊客に転嫁しているはずだから、それも含まれている。だから、そういうところで宿泊税が必要だと言っても、全然私は説得的ではないと思います。

ただ、2つぐらいはあると。ごみ処理は、粗大ごみは料金を取っていますが、普通のごみは料金を取っていないので、その分というのは、ごみを出した旅行客が、自分たちは何の負担もなくごみ処理をしてくれるということに対しては、もう少し何かできるのかというその気持ちは分かる。もう一つは、オーバーツーリズムで、やはりオーバーツーリズムを抑える、オーバーツーリズムから生じる外部不経済がもしあるとすれば、その外部不経済を抑えるならば、宿泊客に対して課税するというところで、外部不経済を少しは内部化できるかもしれないという、私ならばその2つは合理性があると思うので、そういうところはしっかり宿泊税が必要だということのなぜかというところを書いていただくというのがいいのではないかなと思います。

私からは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

工藤委員、今の土居委員の御意見に何か追加コメントとかはありますか。

【工藤委員】 ありがとうございます。逆にうまく整理していただいて。

海外も、一番の公共サービスの負担という意味では、ごみ処理税ですので、基本的には、その市でごみ処理税を払っていない人は払えという発想です。それとオーバーツーリズム。オーバーツーリズムは、先ほど私が申し上げたとおりなので、そこのところは、宿泊税の今後の根本的な目的税だということは書いてもいいのかなと思いました。それを非常にうまく説明していただきましてありがとうございます。

以上です。

【諸富小委員長】 工藤委員が言おうとされたところ、オーバーツーリズムと関係するのですが、戦略的にいうところは、土居委員がおっしゃったごみ処理の負担といった、通常、日本に来てインフラ利用税みたいな形で負担してねという以上に、例えば東京にとって戦略的に観光をビジネスとして産業として振興していった追加所得を得る、雇用を拡大するみたいな戦略があって、そこに観光が位置づけられて、なので、投資をする。投資をすれば彼らに便益が行ってと。その一部を回収しますみたいなことを言ったほうがいいのかということですか。

【工藤委員】 そうではないです。戦略というとそのように聞こえてしまうかもしれませんが、要は、それが観光から生じるまさに外部不経済を、どうやって生じさせているターゲットからいかに回収するかという話であって、観光に対する戦略の話をここの税と一緒にしてしまうと、それはちょっと違う話になると思いますので、あくまでも、宿泊税がどういう意味を観光の中で持っているかと言えば、住民の負担軽減というのが一番重要なので、そういう意味で戦略という言葉を上上げたのですが、もしそれが観光戦略と捉えられてしまったのだったら逆に申し訳ございません。そういう意図ではないです。

【諸富小委員長】 よく分かりました。ありがとうございます。

土居委員、今の点について何か追加ですか。

【土居委員】 工藤委員のおっしゃっていることは、私は承りました。そういうことで、特に反論とか何もないですが、立場は立場だから、当然、ヨーロッパ諸国の観光地の自治体は、地元住民が負担しないであろう、負担しない確率が高くて、外から来る人に有無を言わず、代表なくして課税なしで課税して税収が増えればそれは御の字だと考えるのは、人の子として当然だろうなどは思うので、そういう意味では賢いというか「ずる賢い」というか、そういうことなのだろうなどは思っているので、現実ということと言うと、それはそのとおりで、それ自体を、そんなことをするべきではないといったところで、しょせん天に唾をするみたいな感じになってしまうので、私はそれ以上は申し上げませんが、これは税制調査会の報告なので、もう少し上品に書いたほうがいいとかそういうことです。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

今の土居委員の御発言について、会長からお願いします。

【池上会長】 6ページで地方交付税に触れたのは、ここには黄色マーカーがついていますが、前回の素案にはこの記述はなかったのです。これはむしろ、税の話をしていくときに、実際には地方自治体の一般財源を支えているのが税だけだということになってしまうと、東京都はそれでもいいのですが、それでは困る団体がたくさんあるわけです。そう考えたときに、地方交付税につきましても、従来から都税調の、前は答申と言っておりましたが、その文書においても、地方財政調整制度についての記述を何度もしております。東京都としての視点からも地方交付税制度は尊重すべき制度であるということを繰り返し述べてきたと思います。今期はまだその議論をしていませんが、そういう意味で、地方交付税の確保は地方税財源を全体として捉える意味で必要なので、ここに地方交付税という言葉を入れさせていただきました。

先ほど、確かに折半ルールの話が先ほどなされましたが、マクロ的には臨財債も大分減ってきましたし、そういうことを含めると問題は小さくなっているように一見見えるけれども、地方自治体間の一般財源の格差をどう考えるかという場合には、地方交付税制度は重要ですので、そういう意味で、この言葉を入れさせていただいています。別に、地方交付税を拡大していけという話をここでしているわけではありません。これが1点目です。

2点目、19ページの、上から2つ目のポツの最後の文章「今後の課税状況を踏まえながら、対象の拡大等制度の見直しが検討されるべきである」。この「制度の見直し」というときに、その前に「対象の拡大等」というのが入っているから、それが予断を与えるではないかという御指摘がありました。確かに、拡大もあれば縮小もあるというのはそのとおりです。そういう意味では、現実にはまだ始まっていない、先ほど土居委員にもお話しさせていただきましたので、この「対象の拡大等」というのを例えば削ってしまうことは、多分この段階で言えます。

だから、拡大するか縮小するか、これから制度が実際に運用されて、どれだけの税収あるいは負担になるかということが分析されるので、そういうことを含めてさらに評価をしていけばいいという趣旨だと思います。その意味では「対象の拡大等」というところを削除するというところで考えます。これが2点目です。

宿泊税の話は、先ほど工藤委員の言われた趣旨ですが、宿泊する地域以外のところから来られた方が公共サービスについて負担していない部分、料金で払っている部分は確かに負担しているのだが、そうではない部分があるということ。そこに対する負担を求めるといふ点と、オーバーツーリズム、いわゆる環境破壊のような意味が入ってきますので、そういった趣旨を含めて課税するのだという点について、どこに入れるかは今思いつきませんが、入れさせていただきます。

以上です。

【諸富小委員長】 よろしいでしょうか。

【土居委員】 会長の御発言については了解しました。

一言だけコメントをしておく、会長がおっしゃったように、これまでも税制調査会で地方財政調整制度について言及があって、これは不交付団体の東京都側からすると、そこにあえて構っているのは、偏在是正措置を強烈に押しつけてくるということに対する防備だという意味で私は受け止めていて、あの偏在是正措置はよくないと私は思っていますので、これは今回の報告でも書かれています、その意味で地方交付税を確保すべきだと言っておかないと、とんだとぼちりが来るという意味で、書かないといけないということの必要性は分かります。ただ、以前の答申と呼んでいたときに書かれていた意味と、今、直近の置かれている状況での意味とは違っているということは指摘しておきたいと思います。

報告書に何か盛り込めという意味ではなくて、あくまでも私の意見として議事録に残る形で申し上げたいのは、以前の状況というのは本当に折半対象財源不足があるとかそういうような状況で、だからもっと地方交付税を確保してほしいというような時期が一時期かつてありましたが、今や消費税が10%に税率が引き上げられて税収が好調で、折半対象財源不足は解消されているというような状況の下での地方交付税ということなので、以前と置かれている環境が随分変わっているということを申し上げたいと思います。

私からは以上です。

【諸富小委員長】 そういう状況の変化があるということは、委員の間でシェアして議事録に今の土居先生の御発言をしっかり残しておくということですね。ありがとうございました。

ほかに御発言はございますでしょうか。

もし、御質問が追加でもないようでしたら、今日は何時までと後ろを必ず守らなければいけない必要はなくて、もし質問、コメントが尽きればその時点で早めに終わってよいと伺っていますので閉じさせていただきますが、よろしいでしょうか。

どうぞ。

【金井委員】 しつこいようですが、金融所得のところでも、本来、見直しの大前提として、きちんと総合所得を把握すると。そういうのがされてなくて、取りあえず何となくの統計データで1億円の壁らしいものがあることは分かっていますが、これは課税としての把握をしているわけではないわけですよね。所得税としてはですね。だから、こういうところで、本来、高額所得者とか金融所得者の適切な所得状況を把握すべきであるという一文が入っているべきなのに入っていないということなのです。

そういう意味で、我々の思考のフレームがゆがんでいると。だからそういうことを言いたかったので、本来ここでも、見直しのときに、当然、金融所得を持っている人の名寄せも含めて、これは佐藤先生がおっしゃるように、総合所得を年単位でやるかどうかは、また非常に難しい問題があるとは思いますが、そこが抜け落ちているというところが、政策議論空間のゆがみを感じるというか、そういう気がするということです。本当はこういうところで書かれるべきだと思うのです。

【諸富小委員長】 もし入れるとすると。

【金井委員】 入れにくいとは思いますが、本来、ここに事務局原案として、高額所得者というか高額金融所得者に対する所得把握が実質できていないと。財務省が出してきたデータで、ぼやっとたくさんもらっている人がいますねというところまでは行っていますが、税務段階まで落とし込まれていないわけですよね。

【諸富小委員長】 どちらかという、前段の議論ですから、14、15の辺りで、きちんと把握すべきなのにしていないとか名寄せができていないとか。

【金井委員】 それで金融所得のところも含めてみたいなことを一言書いていただければ、こちらとも

つながるかなと思います。

【諸富小委員長】 これはどういたしましょうか。

【池上会長】 先ほど、8ページの記述を修正すると申し上げましたので、それと同じ性格の文章が金融所得のところに、文章が同じというのもいいかどうか分かりませんが、趣旨を同じくするような文章がここに入っても、それは整合性が取れますので、そういう文章をちょっと工夫させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【土居委員】 今の関連でよろしいですか。

【諸富小委員長】 どうぞ。

【土居委員】 高端委員が先なのに申し訳ないですが、私が思うのは、金融所得が全く捕捉されていないというわけではないのです。分離課税の部分で名寄せされていないということが問題だと。だから、それは正直に書けばいいのではないかということです。まるで金融所得は把握されていないというのは間違っているわけで、つまり、なぜ1億円の壁とかと言われるかという、把握しているから壁が見えるわけです。しかし、分離課税されているところはカウントに入っていないと。なかなか難しいのですが、銀行預金が付番されていないので、名寄せがその部分でテクニカルに難しくなっているというのはあるとはいえ、志を高く持てば、分離課税されているところの所得捕捉が今できていないということを明確にした上で、それらを包括的に把握できるような仕組みを整えていくべきだということになると思うので、分離課税の話は今回しているから、その辺りというところは一つあり得るかなとは思いますが、分離課税されているがゆえに名寄せがされていないということに言及するということかなとは思いますが。

【諸富小委員長】 全くそうだと思います。的確な御指摘、ありがとうございます。

金井委員、まさに土居委員の。

【金井委員】 そういう状態を、所得が把握されていない、というのだと私は思いますけれどもね。それは定義の問題だとは思いますが。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

個人の下でトータルの所得が統合的に把握。包括的という言葉は土居委員が使いましたが、把握されていないことが問題でありますね。

【土居委員】 網羅的かというと、多分、読者の印象は悪いと思うので、投網をかけるように把握しようみたいなあれなので、包括的かというと、踏み込むというか、もうほとんどレトリックですが、そちらのほうがまだ聞こえはましかなと思いますし、もちろん、金井委員がおっしゃるように、そこが把握できていないからそもそも把握できていないのだというのはそのとおりではありますが、この読者のことを意識するならば、なぜ捕捉できていないのかというと、金持ちばかりがそうだというわけではなくて、我々もみんなそうなのですが、分離課税されている部分は、自分の所得としては中高所得層もみんなということなので、そういう意味で申し上げたということです。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。では、ぜひ反映をさせていきたいと思います。会長がおまとめのとおりであります。

ほかには高端委員ですね。お願いいたします。

【高端委員】 後ろのほうの68ページ、これは小さいことなので言うのをやめておこうかとも思ったのですが、下から2ポツ目の「このように社会経済状況が変化する中で、社会の意識も変化しており、仕事の仕方及び働き方を変え」という表現があるのですが、私だけかもしれないですが、「仕事の仕方」と「働き方」はどういう違いがあって、なぜわざわざこういう表現をしているのかというところが少し気になったので、一応指摘をしとこうかなという話です。

もう一つが、その直前というか66ページから67ページにかけてのところで、ここも一応私見を述べておきますと、まず、66ページの下から2ポツ目のところが「国民に対して追加の負担を求めないため、歳出を見直すこと及び景気の好循環の創出により～重要である」と。これは恐らく、加速化プランほうで国民に対して追加の負担を求めないとしていて、そのために歳出の見直しや景気の好循環の創出というのを力を入れていくよということ加速化プランが言っているのだから、こういう書き方になっているのだからというところは理解しているのですが、基本的には財政の考え方として、施策を充実するときには、そのための財源が必要で、そのための財源を賄うためにみんなで負担を分かち合いましょうというのが一応原則的にはそういう考え方なわけです。

加速化プランにどう書いてあるかと関係なく、例えば一般の方がここを読むと、いろいろな新しいことをするとき、国民に対して追加の負担を求めないことがとても重要かのような読み方がされないかなと思っていて、具体的に言うと、当然、国民に対して不要な追加負担を求めるのはおかしいわけですよね。だけれども、追加の負担を全く求めないことが正しいとは言えないはずで、ここの書きぶりを工夫してもいいのかなと思ったので指摘しておきます。

あと、次のポツです。「ただし、歳出改革として」で始まるところで、「社会保障歳出の削減が考えられるが」ですが、これは削減というより抑制なのかなと。医療・介護のところ当然に膨らんでいってしまうところなので、そこをどう効率化して抑制するかという話だと思うので、抑制のほうが適切かなというだけの話。

あと、その流れで「これにより、医療・介護の労働条件が更に厳しくなり、低所得層の単身所得税に跳ね返る懸念があることには留意が必要である」と書いていて、それはそのとおりなので、これも指摘をするのはやめようかなと思った話なのですが、この医療・介護の労働条件が社会保障歳出の削減なり抑制によって厳しくなって低所得層の単身所得者に跳ね返る懸念があることというのが、社会保障歳出の削減なり抑制によって留意すべき懸念事項の最大のものなのかなというところは、ピンポイントで医療・介護の労働条件の問題で、恐らく低所得層の単身所得者というところには現役世代がかなり含まれるよねということでの特段の指摘だとは思いますが、一応申し上げておく程度です。ここはだからこのように修正すべきということはないのですが、一応議事録に残しておいていただければと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

今の高端委員の御意見に対しては、会長、いかがでしょうか。

【池上会長】 言葉といたしますか、表現についての御指摘をいただきましたので、より適切な表現があれば、それに修正させていただきます。大きく趣旨が変わるわけではないのですが、今いただいたような表現の改善を図ります。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 68の「仕事の仕方」「働き方」というのはどうでしょうか。

【池上会長】 確かに同じように見えなくもないので、確認させていただきます。

【諸富小委員長】 あと、削減ではなく抑制、66ですかね。それから「国民に対して追加の負担を求めないため」、これは多分引用なのでしょうね。なのでしょうねと人ごとのように言うてはいけないのですが、加速化プランがそのように言っていると。御指摘のとおりですね。もし、加速化プランのとおり、このようにして追加負担、つまり消費税を上げたりしないということで行くならばという感じでしょうね。そういうことで、全く高端委員の御指摘のとおりかなと思いました。

では、松原委員、どうぞ。

【松原委員】 ありがとうございます。とても勉強になりまして、今日の御議論を聞いていて、特に工藤先生のお話を聞いていて、なるほどなと思ったのですが、私のほうからは、それではなくて、固定資産

税のほうに行くのか、税のDX化に行くのかよく分からないのですが、たしか今年だったか去年だかの議論で、固定資産税の調査とかが面倒なのということで、ドローンを使うという議論があったような気がするのですが、そういう話はその後進んでないということなののでしょうか。すみません。まとまりがないのですが。

【池上会長】 去年の審議でですか。

【松原委員】 もしかして今年ではなくて去年の議論だったかなと、今、記憶があやふやなのであれなのですが、いろいろなものを使えばDX化というか、いろいろな文明の利器を使えば把握もできやすくなるのではないかとということを議論されていたような記憶があるのですが。

【池上会長】 分かりますか。

【松崎税制調査課長】 私も去年からおりますが、ドローンを使った固定資産税の把握というのは記憶にございません。

【松原委員】 すみません。余計なことを言いました。多分、宿泊税もそうなのですが、空き家の利活用とか固定資産税関係は、恐らく東京都だけではなくて、ほかの地方自治体の方々も皆さん頭を悩まされていらっしゃる問題だろうと思うので、その辺はいろいろ書かれても別にいいのかなという気は個人的にはいたしました。別に議論になっていなかったようだったら大丈夫です。結構です。

【諸富小委員長】 固定資産税のところですかね。固定資産税のページは何ページになりますか。まちづくりのところですか。

【池上会長】 34ページです。

【諸富小委員長】 固定資産税を執行するために、評価だとかプロセスで非常に多くのマンパワーを要していると。

【松原委員】 結局、実査に行くのがすごく手間がかかるという話を聞いたような記憶があるのですが、合っていますでしょうか。

【諸富小委員長】 それをドローンで代替する実例とか実験とかをやられているのですか。松原先生、御存じですか。

【松原委員】 海外で割と議論になっているので、スウェーデンとかオーストラリアとかも、国土が広いとか人口密度が少ないとか、そういうところはやはりそういうものを使うしかないのだろうなどは思うのですが、日本の場合も、山間部とか東京都も半分山ですよ。そういう言い方は表現があれですが。なかなか人が入っていけないところは使えるのではないかとふと思っただけです。

【諸富小委員長】 それはあり得る話ですよ。

あと、空き家も誰かがコメントをしていましたが、人が住んでいると熱が出ているので、その熱を感知すれば空き家かどうかを把握できるとか、何も人が行って侵入しなくても。侵入できないですが、できるのだとか、そういうテクノロジーの活用というのにはあり得るということですよ。

【松原委員】 何か近未来小説みたいで、自分で言っていて話が飛び過ぎたかなと思ってしまいました。失礼いたしました。

あと、私、そろそろ早退させていただくので大変恐縮なのですが、もう一点だけあえて申し上げさせていただくと、65ページの3ポツのところで、行政が主体的に決定するという文面があって、それは確かにそうだろうとは思いますが、これも考えようによっては上から目線かもしれないので、行政が主体的にというのを書かないで、決定されるだけでも日本語として十分意味は通じるのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。実際は、実務の上では絶対にそうだと私も思うのです。行政の方がいろいろと決めていかれるというのは正しいと思うのですが。

【諸富小委員長】 例えば、松原さんのオルタナティブなアイデアとしてはどういう。

【松原委員】 受け身ですね。日本語の得意なという言い方は変ですが、諸富先生はドイツにいらしたのでよくお分かりかと思うのですが、ドイツ語だと日常生活の三段論法みたいになってしまっただけか、日本語は受動態という受け身で表現するという軟らかい伝統があるので、つまり主語が落ちちゃうのですが、そちらのほうがきれいというか軟らかいかなという気は個人的にいたしました。

【諸富小委員長】 分かりました。

【池上会長】 分かりました。

その表現についても工夫させていただきます。ありがとうございます。

【松原委員】 ドローンもですが、余計なことを申し上げたようで、すみません。あとはよろしく願い申し上げます。

【諸富小委員長】 分かりました。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

どうぞ。

【鴨田委員】 少し細かい点なのですが、67ページの2ポツの3行目ぐらいのところなのですが、社会保険料、人的控除が適用されないのに加えて定額部分があるなど負担の逆進性がある、この定額部分というのは理解しにくくて、これは例えば健康保険料とか厚生年金保険料はある段階まで行ってしまうともうそれ以上は上がらないということなので、そここのところの書きぶりと、それから、あと、その下のほうで「給与所得者が社会保険料を課されているのは主たる給与所得のみであるなど」は、私は社会保険労務士ではないのであれなのですが、多分、従たる所得と案分したりしているはずなので、必ずしもそのみに社会保険料が課されているのではないのではないかと私は思います。

【諸富小委員長】 そうですか。給与所得以外にも。

【鴨田委員】 これは「主たる」となっていますよね。だから、2か所という人もいるわけです。2か所給与をもらっている人。

【諸富小委員長】 2つ掛けている場合があるのですか。

【鴨田委員】 あります。今、結構そういう方もいますので。

【土居委員】 今の点、よろしいですか。

【諸富小委員長】 土居委員、どうぞ。

【土居委員】 確かに、いわゆる副業的な2か所で給与所得を得ているということであれば、確かに主たる事業所で社会保険料を払う、しかも、従たる事業所で働いていた分も含めて払うということは、そのとおりなのですが、ここで言いたいことはその話ではなくて、簡単に言うと、ここでは金融所得は社会保険料を賦課されていないというニュアンスなのではないのですか。

【鴨田委員】 そうであれば、「主たる」という書きぶりを少し変えないと、多分、社労士さんなどはこの文章を見ると誤解すると思います。

【諸富小委員長】 土居委員、ありがとうございました。そういう趣旨だと私も理解していました。労働所得だけに来ているので、場合によっては金融所得、さらには財産とかそういうのもあり得る。諸外国の事例でもあるということですよ。そういうことからすると、鴨田委員から御指摘いただいたのは日本語の問題ですね。

会長、どうぞ。

【池上会長】 ここは制度を確認させていただいて、文章を整えさせていただきます。ありがとうございます。

います。

【諸富小委員長】 ほかにはいかがでしょうか。皆様、よろしいでしょうか。

では、皆さん、どうもありがとうございました。以上で今日の修正箇所をめぐる御意見は全て頂戴したということで、今日の議論は一旦閉めさせていただきます。

最後に池上会長から今日の全体の総括的なコメントをいただきたいと思います。

【池上会長】 小委員会としては、本年度、これで取りまとめということになると思います。本年度は検討すべき課題を全て取り上げたわけではないので、来年度へ向けて、さらにどういう課題を取り上げるかということをもた議論していかなければいけません。少なくとも本年度につきましては、相当濃い議論を皆様からいただきます。

修正に関しては、諸富小委員長と私にお任せいただいて、今いただいた意見、それから、私が先ほど申し上げたような判断を含めて、小委員会案として総会に出させていただきます。もちろん、皆さんは委員でもありますので、総会にぜひ御出席いただいて、その御議論に参加いただければと思っております。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

今、池上会長からもお話がありましたように、本日、委員の皆様からいただきました御意見を踏まえて改めて案文の修正を行いたいと思います。なお、修正につきましては、池上会長と私にお任せいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、皆様の御了解をいただきましたので、修正を行った上で報告案として、池上会長が先ほど御指摘のとおり総会の場で特別委員等に御意見をいただきたいと考えております。

それでは、最後に事務局から今後の日程等の説明をお願いいたします。

【松崎税制調査課長】 報告の取りまとめに向けて、今月に総会を2回開催したいと存じます。

まず、第2回総会につきましては、10月19日木曜日、15時半から。第3回総会につきましては、10月26日木曜日、15時半から開催させていただきます。

なお、本日の議事録につきましては、報告を公表した後、ホームページにて公表いたします。よろしくをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【諸富小委員長】 それでは、本日の議題をこれで終了いたします。本日はお忙しい中、御参集いただきましてありがとうございました。これをもちまして第5回小委員会を閉会とさせていただきます。お疲れさまございました。

— 了 —